

事務事業名	衆議院議員総選挙事務				担当	総務部 監査・選管 選挙管理委員会		
政策名	H	施策体系外			増補版施策名			
施策名	1	施策体系外の事業			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	憲法・公職選挙法							
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	4選挙費	4選挙費				
事業概要	衆議院議員の任期は4年だが、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了します。（憲法第45条）総定数は465人。（小選挙区選挙で選挙される議員289人、比例代表選挙で選挙される議員176人） 小選挙区選挙は全国で289の選挙区から1人ずつ選出され、各選挙区の候補者のうち、最多得票者が当選人となります。・真岡市は栃木県第4区選挙区（小山市、真岡市、芳賀郡、下都賀郡）定数1人 比例代表選挙は全国で11の選挙区があり、一定の要件に該当する政党、その他の政治団体が立候補時に提出した名簿（各候補者に当選人となるべき順位を付した名簿）に基づいて、当該選挙区において、各政党等が得た得票数に比例して、各政党等の獲得議席数が計算され、各政党等の獲得議席数に対応する数の名簿登載者が名簿上の当選人となるべき順位に従って、当選人とされます。・真岡市は北関東選挙区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県）定数19人 選挙期日は任期満了時、満了日前30日以内、議会の解散時、解散の日から40日以内です。							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 衆議院議員総選挙（平成29年10月22日執行） 31年度計画 なし		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア：選挙準備事務日数				25		
		イ：期日前投票日数				11		
		ウ：事務従事者				254		
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 要件を満たしている選挙人		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア：真岡市の有権者数				64,652		
		イ：候補者数(小選挙区)				3		
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 公正な選挙事務の執行		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア：投票者数				33,561		
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 正当に選ばれた衆議院議員		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア：正当に選ばれた衆議院議員の割合				100		
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	9,770	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	0	0	0	0	
	事業費計(A)	千円	0	0	9,770	0		
	人件費	正規職員従事人数	人	0	0	254	0	
		延べ業務時間	時間	0	0	4,690	0	
		人件費計(B)	千円	0	0	19,464	0	
トータルコスト(A)+(B)		千円	0	0	29,234	0		

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	憲法第45条、公職選挙法による
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	公職選挙法の、期日前投票制度の創設、在外選挙制度の改正。期日前投票は従来の不在者投票制度と比べ、投票事由の緩和、簡略化が図られた。 平成25年4月の法改正により、インターネットによる選挙運動が解禁された。 平成25年5月の法改正により、成年被後見人が選挙権・被選挙権を有することとなった。 平成27年6月の法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。（施行は公布の日から1年を経過した日） 平成28年4月の法改正により、期日前投票所の投票時間の弾力的設定や効果的な設置ができることとされた。（H28.7参院選よりイオンタウン真岡に期日前投票所を増設）
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	投票率向上を図るため、投票所を頻りに人の往来がある施設に設置してはどうかという旨の一般質問があった。